

神戸市立長田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校は「感動」「自立」「創造」の校訓のもと、「心」の教育を重視してきた。人はその成長の過程で様々な人と出会い、学びながら人格を形成していく。本校の教育においては、教員による指導と支援、家庭や地域との連携、生徒同士の関わりの中で、個人の価値が尊重され、その能力の伸長が図られることを重要視している。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に悪影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。

本校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校作りを推進し、家庭や地域及び、関係機関との連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、神戸市立長田中学校いじめ防止基本方針を策定する。

1. 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」の理念に基づいた生徒指導を行う。
- 一人一人を大切にし、相手の心情を思いやり、相手の立場を尊重する人権感覚を高めるよう努める。
- 日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の共感的な人間関係づくりに努める。
- いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、生徒の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。

以上のポイントに重点を置いて取り組みを進める。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 本校では、いじめを訴えてきた生徒の立場に立ち、このいじめの定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、長田中学校校内いじめ対策委員会を開催し、情報を共有した上で行う。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えないところでの被害が発生している場合もあるため、事情の調査を入念に行い、児童生徒が感じている被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) 普段の生活やインターネット等で、軽い言葉で相手を傷つけてしまう等、すぐにいじめた生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行うこともあり得る。ただし、この場合においても、法が定義するいじめに該当するため、長田中学校校内いじめ対策委員会で情報共有を行う。

3. 本校の教職員の姿勢

- ・「いじめは決して許さない」との強い認識に立ち、日々の教育活動にあたる。
- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じ、自己実現を図れるような教育活動を行う。
- ・生徒の思いやりの心や、命の大切さを育む道德教育の充実を図る。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話に耳を傾け、事実関係の把握を正確にかつ迅速に行う。
- ・いじめの構造や、いじめ問題の対処等への理解を深める。
- ・いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、長田中学校校内いじめ対策委員会を通じて学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確にして組織的な対応を行う。

4. 校内体制について

(1) 長田中学校校内いじめ対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、生徒指導部長、人権教育推進委員長、教務部長、学年主任、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

(2) 長田中学校校内いじめ対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等に取り組むことや、相談内容の把握、いじめ防止の啓発等を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者との対応について協議する。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行う。
- ・学校生活での悩みの解消を図るため、教育相談体制の充実を図る。
- ・いじめの未然防止・早期解決のために保護者・地域・関係機関・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携を推進する。

5. いじめの未然防止

- ・人権推進委員会にて人権学習の立案と推進。
- ・道德教育の推進。
- ・学校生活の悩みの解消を図るため、担任および養護教諭やスクールカウンセラーを中心

に教育相談体制の充実を図る。

- ・ 定期的ないじめアンケートを実施し、校内いじめ対策委員会で情報を共有し、それをもとにした指導を推進する。

6. いじめの早期発見

- ・ 日々の生活ノートの記述に担任が目を通し、返信を書くことで生徒が相談しやすい状況を作る。
- ・ 生徒の表情や行動の変化を全教師が注意するようにする。気づいた点はすぐに情報共有する。
- ・ 定期的ないじめアンケートを実施。生徒の回答について長田中学校校内いじめ対策委員会で共有する。
- ・ 日々の家庭訪問や電話連絡を通して、保護者との連携を図る。
- ・ 教育相談期間を定期的に設けるとともに、日々のチャンスカウンセリングを積極的に行う。

7. いじめへの対処

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを生徒に伝える。
- ・ 相談する窓口を担当だけではなく、養護教諭・スクールカウンセラー・その他関係機関など多様な窓口があることをいじめられている生徒や保護者に伝える。
- ・ いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを生徒、保護者に伝える。
- ・ いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に早急に報告するとともに、長田中学校校内いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的な対応を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該生徒の保護者に伝え、学校、家庭の協力のもとに解決していく。
- ・ 再発を防止するため、いじめを受けた生徒、保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導、保護者への支援を継続的に行う。
- ・ 状況によっては、関係機関と連携して対処する。

8. 特別な支援を必要とする生徒への配慮

特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応には学校全体で特別支援教育の視点で対応し取り組む。

9. 特に配慮を要する児童生徒への対応

特に配慮を要する児童生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活をおくること

ができるよう、学校として必要な支援をおこなう。

10. インターネット利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール作り等について保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者へ啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進める。
- ・インターネットによるいじめを認知した場合は、校内いじめ対策委員会において情報共有し対応する。事案によっては関係機関と連携して対応する。

11. 重大事態への対処

- ・重大事件が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対して、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

12. その他

- ・学校評議員会においては、年度ごとの取組について生徒、保護者からのアンケート調査、教職員による内部評価をもとに学校関係者評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、長田中学校いじめ対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改定を行う。

平成25年	9月	いじめ防止基本法成立
平成26年	4月	長田中学校いじめ防止基本方針策定
平成28年	4月	長田中学校いじめ防止基本方針 第1回改訂
平成29年	4月	長田中学校いじめ防止基本方針 第2回改訂
平成30年	4月	長田中学校いじめ防止基本方針 第3回改訂
平成30年	5月	長田中学校いじめ防止基本方針 第4回改訂
平成31年	4月	長田中学校いじめ防止基本方針 第5回改訂